

# 町民の負託に

# 全力で応えることを決意

## 議会基本条例を制定



子供たちの未来のために

「豊かな活力ある町づくり」と「住民福祉」を究極の目的に、議会と議員の責務、活動原則などに関する基本的な事項をまとめた「大石田町議会基本条例」を制定しました。

条例には町民に対して積極的に情報を発信し説明責任を果たすとともに、広聴活動を充実させ町民の意見を政策の立案に反映させることを明記しています。議員全員が「住民とともに歩む議会」を常に意識し、町民の負託に全力で応えていくことを決意しました。

制定にあたっては、条例素案に対する意見募集(パブリックコメント)を実施。お寄せいただいたご意見を参考に更なる検討を行っています。

なお、本号に別冊で議会基本条例の解説を添付していますので、ご一読いただければ幸いです。

## 特別職と教育長の給料(報酬)削減期間を延長

削減期間は平成26年3月31日まで

### ◆特別職給与条例の改正

- 町長の給料月額50%削減 82万円→41万円]
- 副町長の給料月額20%削減 63.5万円→50.8万円]
- 議長の報酬月額1万円削減 31万円→30万円]
- 副議長の報酬月額7千円削減 25.5万円→24.8万円]
- 議員の報酬月額5千円削減 24万円→23.5万円]

### ◆教育長勤務条件条例の改正

- 教育長の給料月額15%削減 58.5万円→49.7万円]

## 第2回 臨時会 4/15

# 町再生に全力尽くす 町長

2月13日に第1回臨時会を開き、一般会計に1億1300万円を追加し、総額45億9千万円とする補正予算案1件を審議、可決しました。

## 一般会計補正予算(概要)

道路除雪費	1億円
各施設の除雪費	100万円
除雪ボランティア用除雪機購入費	200万円
身体障害者自立支援給付費	760万円

## まめ知識

### ※1 過疎債(かそさい)とは...

正確な名称は「過疎対策事業債」。法律で定められた過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる地方債(借金)。発行額に応じて、国からの地方交付税が増額されるため、市町村の負担は軽くなる。このため、過疎地域の貴重な財源となっている。

# 損害賠償請求 935万円 で 和解

平成19年に発注した流雪溝工事の入札をめぐる前町長の汚職事件により、町が受け取る地方交付税に損失が発生するため、前町長に対し損害賠償請求を行っていましたが、4月15日に臨時会を開き和解案を審議、全会一致で可決しました。

流雪溝工事の財源として借り入れた過疎債(借金)について、不正な入札であったとして繰上償還を命じられ、残金を一括償還しましたが、これにより過疎債償還に対する約7割の交付税措置を受けることができなくなり、前町長に対し損失分と弁護士費用を合わせた約1074万円の賠償請求を行いました。

請求から約4カ月、双方の代理人(弁護士)による話し合いの結果、町が当初請求した金額から弁護士費用を差し引いた約935万円を4月30日までに支払うことで合意。

議案の審議では、町長は町民に対してどのような説明責任を果たすのかとの問いに対し、町政懇話会など機会をとらえて説明したいとの考えを示し、今後は町再生に向け全力を尽くすとの決意を表明しました。

議会でも機会をとらえ説明責任を果たしていきたいと考えています。

## 平成24年度補正予算 専決処分の承認

# 道路除雪費 総額3億円を突破

### 平成24年度一般会計(概要)

道路除雪費	6,200万円
災害弔慰金	250万円

### 平成24年度学校給食事業特別会計 事業費 ▲157万円

## 第1回 臨時会 2/13